第2期若桜町障がい者活躍推進計画

機関名	若桜町
任命権者	若桜町長、若桜町議会議長、若桜町教育委員会 若桜町農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	本町においては、令和6年6月1日時点で法定雇用率を達成している。令和6年4月に法定雇用率が2．8%（令和8年7月からは3．0%）に引き上げられた中、引き続き法定雇用率を達成するため、障がい者雇用の促進を更に進めていく必要があり、働きやすい職場づくりのための体制整備や環境整備等の取り組みが必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない 常勤・非常勤ともに採用1年後の定着率100% （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
③満足度に関する目標	【ワークエンゲージメント】 アンケート調査等により実態を把握し、満足度の向上に努める。 （評価方法）毎年、全職員を対象に障がい者であることの申告を呼びかけ、実態を把握するとともに、毎年4月時点で在籍する対象職員に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
取組内容	
1．障がい者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	○障がい者雇用の促進及び障がい者活躍推進計画の円滑な実施を図るため、障がい者雇用推進者を選任する。 （障がい者雇用推進者：総務課長、教育委員会事務局次長、議会事務局長、農業委員会事務局長） ○障がいのある職員から職業生活全般についての相談を受けるため、相談窓口を設置する。 （相談窓口：総務課人事担当） ○障がい者雇用推進者、人事担当者、関係部署の責任者等や職員団体代表者等と連携体制を構築し、必要な情報共有を図る。

(2)人材面	○全職員を対象に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。 ○障がいや職場内の人権等をテーマに取り入れた職場内の研修を開催し、参加の機会を提供する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、鳥取労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談時に、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。
(4)キャリア形成	○障がいのある職員の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の受講を促進する。
(5)その他人事管理	○障がいのある職員からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した通勤等への配慮を検討する。 ○面談等を通じて状況把握や体調配慮を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。